

喫煙状況の標識掲示義務のお知らせと スモークフリー推進へのご協力をお願い



1 飲食店内の喫煙状況に応じた標識の掲示が義務付けられています。 店頭で標識を掲示 してください！

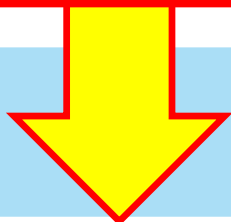
★必要な標識は、右記QRコードからダウンロードできます
(厚生労働省ホームページ)



<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>

必要な標識について

店内の喫煙状況	標識を掲示する場所	記載が必要な事項	掲示に関する規定
喫煙専用室を設置している	喫煙専用室の出入口	・喫煙することができる場所であること ・20歳未満の人の立入が禁止されていること	改正健康増進法 違反時の罰則:50万円以下の過料
	店舗の主な出入口	・喫煙専用室が設置されていること	
既存特定飲食提供施設(※)に該当し、喫煙可能室を設置している	店舗の主な出入口	・喫煙することができる場所であること ・20歳未満の人の立入が禁止されていること	
禁煙	店舗の主な出入口	店舗の全部が禁煙であること	大阪府受動喫煙防止条例 (努力義務)



※既存特定飲食提供施設の要件

- ① 令和2年(2020年)4月1日時点で営業している、現に存する飲食店であること。
- ② 中小企業基本法における定義などから資本金5,000万円以下であること。
(一の大規模会社が発行済株式の総数の2分の1以上を有する場合などを除く。)
- ③ 客席面積100㎡以下であること。

2 飲食店のみなさまも スモークフリーの推進 にご協力ください！



スモークフリーって？

スモークフリー=たばこの煙のない状態 のこと。
吹田市は、みんなが健康で安心して暮らせる
まちづくりのため「スモークフリーシティ・すいた」
をめざしています。

同封の禁煙ステッカーをご掲示ください

ステッカー掲示のお店を吹田市ホームページで
ご紹介します。
掲載希望の方はちらし裏面下部の問合せ先まで
ご連絡ください。



嬉しいね♪ Smoke free



飲食店に必要な措置 ※大阪府受動喫煙防止条例による

令和4年(2022年)4月

客席面積に関わらず、従業員を雇用する飲食店は原則屋内禁煙
(努力義務)

令和7年(2025年)4月

既存特定飲食提供施設の条件が
客席面積100平方メートル以下→30平方メートル以下になります



お店の禁煙化
を考えてみませんか？

詳しくは裏へ



あなたのお店の禁煙化を応援します！

禁煙化の3つのメリット

いいことたくさん♪



1 新しい客層の獲得

吹田市の喫煙率は約11%です。ファミリー層など多くの方が禁煙のお店を探しています。複数人での来店も期待できるため、客層としても大きな魅力かも…。

2 料理の美味しさが一層引き立つ

たばこの煙で、せっかくの料理の美味しさが損なわれていませんか？料理の美味しさを最大限に伝えるためにも禁煙化をお勧めします。

3 店内清掃の手間が大幅削減

禁煙化によりたばこのにおいや汚れがなくなり、灰皿や店内の清掃の手間、それにかかる経費も削減されます。

何よりお店を経営するあなた、従業員の皆様、来店されるお客様の健康を守ることにつながります。

禁煙化を考えているお店を応援します！

吹田市民
限定

禁煙にチャレンジするあなたには
最大**1万円**を補助します。

詳しくはこちらへ

吹田市では、禁煙治療にかかる費用の一部助成を行っています。経営者の方、従業員の方、お客様、幅広くご利用ください。



https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kenkoiryo/seijin-hoken/_114014/_114016.html

全面禁煙化する場合、国や府から
補助を受けられる場合があります。

詳しくはこちらへ

全面禁煙化にかかる改装等の経費についての補助制度です。詳細については右記QRコードからご確認ください。



<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judokuitsuen/judokituenhojokin.html>

禁煙化に成功したお店を吹田市ホームページで紹介します！

「禁煙化して売り上げがUPした！」「新しいお客さんが増えた！」など、禁煙化して良かったというお店を紹介します。

問合せ
申込先

吹田市 健康まちづくり室 総務グループ
<郵送> 〒564-0072 吹田市出口町19-2
<メール> ken_machi@city.suita.osaka.jp

